総合特別区域評価・調査検討会における評価結果［まちづくり等分野］

平成25年度

中心市街地と田園地域が連携する高松コンパクト・エコシティ特区

［指定：平成24年7月、認定：平成25年3月］

正

準

正：平成25年3月末までに計画が認定された地区／準：平成25年3月末時点では計画が認定されていない地区

Ⅰ 目標に向けた取組の進捗に関する評価

ｉ）＋ⅱ）の平均値　（2.4＋3.0）／2＝2.7　**C**

ｉ）取組の進捗（下記より該当するものを選択）

☑ 目標値に対する実績に基づく進捗度（当年度実績）

進捗
A（5点）
B（4点）
C（3点）
D（2点）
E（1点）

番号	評価指標	進捗度
1	都心部の居住人口割合	E
2	中央商店街1階空き店舗率	B
3	新規就農者数	C

☐ 代替指標に基づく進捗度（当年度実績）

進捗
A（5点）
B（4点）
C（3点）
D（2点）
E（1点）

番号	評価指標	進捗度

☐ 当初目標に対する取組の定性的な事業進捗（専門家評点）

進捗
A（5点）
B（4点）
C（3点）
D（2点）
E（1点）

番号	評価指標	専門家評価

評価指標毎の進捗の評価の平均値　（5×0＋4×1＋3×1＋2×0＋1×1）／3＝2.7　①…　2.7

■ 地方公共団体による特記事項

※外部要因による数値への大幅な影響等があれば記載　なし

■ 専門家考慮事項（妥当性）　目標設定の考え方、数値目標の根拠又は計画の進行管理の方法等、各事業の連携効果

（専門家所見（主なもの））

・「都心部の居住人口割合」については、平成28年度末に10年前の値に戻すという目標設定自体は明快だが、本特区事業と関連した数値としては根拠に乏しい。総合生鮮市場、情報発信事業、DE街区再開発事業のいずれも入口の調査・調整段階から進んでいないため、特区事業の実現可能性自体に疑問がある。
・「中央商店街1階空き店舗率」については、数値の改善がこの取り組みによる効果であるという事が十分に確認できない。また、地産・地消型ショップ導入事業、総合生鮮市場事業等のいずれも採算性の問題、地権者調整の難航等により事業化の目途が立っておらず、目標達成の考え方は不十分である。
・「新規就農者数」については、農地取得下限面積の緩和やどぶろく製造販売は実現しているが、これらは新規就農者の増加に直結するものではない。他方、新規就農者の増加に直接つながる事業である農業人材育成事業は計画された民間による実施が困難になっており、目標達成の考え方は不十分である。また、新規就農者数が増えるということが、本プロジェクトの主旨である「中心市街地と田園地域の連携」とどう関係しているのかが不明である。

考慮事項から、目標設定の考え方等が特に優れている：+1、妥当である：±0、改善の余地がある：−1とし、加点又は減点する　②…　−0.3

ｉ）の評価　①＋②　2.4

※目標値に対する実績値及び代替目標値に係る評価の例
・本特区の目標値（代替指標を含む）に対する各評価指標の評価を合計し、平均値を算出することにより評価とする。
（評価指標1の評価D、2の評価D、3の評価D、4の評価Cの場合、（2＋2＋2＋3）／4＝2.25　四捨五入で「2.3」とする。）
・「当初目標に対する取組の定性的な事業進捗（専門家評点）」の評価については、数値目標の達成に向けた取組の状況について定性的に評価する。
・各評価指標に複数の数値目標がある場合、各数値目標の評価を寄与度に応じて加重平均したものとする。
（例）評価指標1について、a、b、cという3つの数値指標があり、各数値指標の進捗度および寄与度がa：C20%、b：C10%、c：D70%の場合、3×0.2＋3×0.1＋2×0.7＝2.3 四捨五入で「2」であるため、評価指標1の評価は「D」となる。

ⅱ）今後の取組の方向性

方向性
A（5点）
B（4点）
C（3点）
D（2点）
E（1点）

番号	評価指標	専門家評価
1	都心部の居住人口割合	C
2	中央商店街1階空き店舗率	C
3	新規就農者数	C

（専門家所見（主なもの））

・「都心部の居住人口割合」については、総合生鮮市場、情報発信事業、DE街区再開発事業のいずれも入口の調査・調整段階から進んでいないため、特区事業の実現可能性自体に疑問があり、今後の取組みの方向性は適正であると認めるには不十分である。
・「中央商店街1階空き店舗率」については、目標達成に向けた取組みがいずれも進捗していない中で、どのように「選択と集中」を行うのか、今後の取組みの方向性を明確にする必要がある。空き店舗対策に関しても若手を中心とした民意によって、様々な工夫が可能と思われる。
・「新規就農者数」については、新規就農者の増加に直接つながる農業人材育成事業が進捗していないため、速やかに人材育成の取組みを再構築する必要がある、新規参入を促すには農業生産法人による人材育成や、産地育成のなかで実施することが現実的である。

ⅱ）の評価

評価指標毎の評価の平均値	（5×0＋4×0＋3×3＋2×0＋1×0）／3＝3.0	3.0

Ⅱ 支援措置の活用と地域独自の取組の状況（A～E）

ｉ）＋ⅱ）の平均値　(2.7+3.3)/2=3.0

C

ｉ）-① 規制の特例措置を活用した事業等の評価

[■構造改革特区法の特定事業]

●特定農業者による特定酒類の製造事業（酒税法）

（概要）

・特定農業者による特定酒類の製造事業を活用し、人口減少・超高齢化と耕作放棄地の増が著しい地区において、濁酒の製造販売が実現した。

（規制所管府省（財務省）による評価）

・商品化の実現が平成26年２月のため、現時点で評価を行うことは困難だが、引き続き事業を推進していただきたい。

（専門家所見（主なもの））

・濁酒製造販売事業において構造改革特区法に基づく規制の特例措置が活用されているが、新規就農者数の増加には結びついていない。

3.3

ｉ）-② 財政・税制・金融支援の活用実績の評価

（専門家所見（主なもの））

・財政・税制・金融支援の活用が行われているとは認められない。

2.0

ｉ）-①＋ｉ）-②　の平均値（注）　(3.3+2.0)/2=2.7　2.7

ⅱ）地域独自の取組の状況の評価

（専門家所見（主なもの））

・農地取得下限面積の緩和など、いくつかの取り組みはあるが、流れを変えるような取り組みは現時点ではまだ見られない。

3.3

Ⅲ 現地調査時の指摘事項及び対応状況

総合生鮮市場及び地産地消型ショップ導入事業に関する指摘事項に対しては、具体的な対応策が示されておらず、対応は不十分である。

Ⅳ 総合評価（Ⅰ～Ⅲ）　(2.7+3.0)/2-0.5　＝　2.4

「Ⅰ＋Ⅱの平均値」に「Ⅲ及び地方公共団体による総合評価の状況（評価書7）」を加味して算出

（専門家所見（主なもの））

・現状において、事業の実施に至っていないものや準備段階のものが多くみられる。また、それぞれの事業はバラバラで連携しておらず、また効果としても十分に発現されていない。

・DE街区再開発事業、総合生鮮市場事業、地産地消型ショップ導入事業、農業人材育成事業等本特区の主要事業がいずれも入口の段階から進んでいないため、総合特区として維持するためには早急に根本的な計画の再構築が必要である。

このため、Ⅰ及びⅡの平均値（2.85）に上記所見を加味（-0.50）し、総合評価結果をD（2.4）とする。

D

（注）ｉ）-①、ｉ）-②のいずれかに該当がない場合は「―」とし、他の項目の点数をｉ）の点数とする。